

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	総務企画部 総務課
会議名 (審議会等名)	平成29年度第2回嬉野市空家等対策協議会	
開催日時	平成29年11月8日(水) 14:00～15:00	
開催場所	嬉野市役所嬉野庁舎 3階2-3-1会議室	
会議の公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数 0人
公開不可・一部不可 の場合はその理由		
出席者	委員	谷口委員、湊野委員、辻田委員、谷元委員、樋口委員、中田委員
	事務局	総務企画部長、産業建設部長、総務課長、うれしの温泉観光課長、建設・新幹線課職員2名、総務課職員3名
	その他	企画政策課職員1名
会議の議題	別紙のとおり	
配布資料	平成29年度第2回嬉野市空家等対策協議会会議次第、嬉野市空家等対策計画(素案)	
審議等の内容	別紙のとおり	

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務企画部 総務課
議 題	1 嬉野市空家等対策計画（素案）について		
内 容	事務局から、嬉野市空家等対策計画（素案）第1章について説明を行った。		
審議経過		質疑・意見等なし	
その他			

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務企画部 総務課
議題	1 嬉野市空家等対策計画（素案）について		
内容	事務局から、嬉野市空家等対策計画（素案）第2章について説明を行った。		
審議経過	樋口委員	この空家等対策計画の肝となるのが2章であり、さまざまな施策を考えていく上での課題を示す部分になる。今の課題は、空家そのもの、私有財産の課題で空家になることが問題であるというような課題であるが、空家が存在するが故の問題や空家が周辺的生活環境に及ぼす影響についての課題がない。例えば空家になることで収支のバランスがとれずインフラ現象を起こすことなど。潜在化している負の影響の課題が真の課題ではないか。課題が変われば施策も変わるため、嬉野市の空家等対策がどこまでの範囲を課題とするのかを認識しておきたい。	
	事務局	確かに空家になることの課題のみ示している。課題の範囲を広げ今回の計画に含めたい。	
	辻田委員	空家が増えることによって中山間地域では、動物などの被害がある。そういう内容も含めた計画には。	
	事務局	今回の素案が空家の管理についてが主になっているが、課題に偏りがあるのでできるだけ全体的な課題・施策を含めた計画にしたい。事務局で再度調整する。	
	谷元委員	8ページの3（1）①③の課題とは具体的にどのようなものか。	
	事務局	現在受けている相談を例にあげると、周辺住民から相談があり維持管理のお願いをするため所有者を調査したが、登記事項証明書の所有者はすでに死亡しており、戸籍等を追って相続権者となる者を調査したが相続放棄されている場合などがある。	
	樋口委員	確かに、最近は附表を追っても住所を移さないまま転居している等、所有者や相続権者を特定することが困難になっている。	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務企画部 総務課
議 題	1 嬉野市空家等対策計画（素案）について		
内 容	事務局から、嬉野市空家等対策計画（素案）第3章について説明を行った。		
審議経過	樋口委員	住宅セーフティネットとは何か。	
	事務局	住宅確保要配慮者、いわゆる高齢者、子育て世代、低所得者、障がい者などを対象にしたもの。具体的な内容などを精査している段階である。制度としては、対象者に賃貸住宅として貸しても良いという所有者が県に登録すると改修費用等の補助が受けられるというもの。	
	樋口委員	つまりセーフティネットというのは住宅を確保してあげなければならない方々が住宅を確保できるようにするという意味である。立法上の対策は取られたばかりか。	
	事務局	法律は施行され平成29年10月25日に登録制度が開始されている。現在県からの説明会などが開催され多くの質疑があり詳細については不確定な部分がある。	
	樋口委員	その制度に空家が使えないのではないかという考えである。対象者が高齢者、子育て世代、障がい者となると市街地の住宅を好まれるだろうが、嬉野市では市街地より中山間地域に空家が多いためこの制度はあまり嬉野市の現状とは合っていない。	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務企画部 総務課
議 題	1 嬉野市空家等対策計画（素案）について		
内 容	事務局から、嬉野市空家等対策計画（素案）第4章について説明を行った。		
審議経過	樋口委員 事務局	<p>特定空家等と判断する基準はすでにあるのか。</p> <p>特別措置法が制定される前に老朽危険空家というものを取り扱っており、今の特別措置法でいう特定空家等と同じようなものであるため、今後老朽危険空家の判断基準をもとに協議会で特定空家等の判断基準を協議する必要がある。</p>	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務企画部 総務課
議 題	1 嬉野市空家等対策計画（素案）について		
内 容	事務局から、嬉野市空家等対策計画（素案）第5章について説明を行った。		
審議経過		質疑・意見等なし	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務企画部 総務課
議 題	2 その他		
内 容	その他空家等対策について		
審議経過	辻田委員 樋口委員	空家を地域で再利用し少子化対策ができれば人口減少の対策にもなる。プラスになるような対策も考えていきたい。 新幹線の駅ができることを有効利用できれば良い。	
その他			